

協議事項

協議第34号について、修正案を次のとおり提出する。

平成15年6月10日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第34号 使用料・手数料等の取扱いについて（修正案）

- | |
|---|
| <p>(1) <u>施設使用料については、施設規模等により調整する。その他の使用料は可能な限り統一に努める。</u></p> <p>(2) 手数料は合併時に統一する。</p> |
|---|

平成 年 月 日確認

協議事項

協議第35号について、修正案を次のとおり提出する。

平成15年6月10日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第35号 建設関係事業の取扱いについて（修正案）

- (1) 町村道の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。4町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。
- (2) 町村道の認定と廃止の基準については、新市において調整する。町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 町村河川の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- (4) 町村河川の認定と廃止については、河川法の規定による。河川については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- (5) 公営住宅の建設計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引継ぐものとする。
- (6) 公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

平成 年 月 日確認